

議案第77号

幕別町債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、町の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町の債権 金銭の給付を目的とする町の権利をいう。
- (2) 公債権 町の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権をいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権をいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (5) 私債権 町の債権のうち、公債権以外の債権をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 町の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則等（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(町長の責務)

第4条 町長は、町の債権の管理に関する事務について、法令等の定めに従い、町の債権の管理に関し必要な事務を適正に処理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 町長は、町の債権を適正に管理するため、必要な事項を記載した台帳を備えなければならない。ただし、性質上特にその必要がないと認められるときは、この限りではない。

(債務者に関する情報)

第6条 町長は、町の債権について履行期限までに履行されない債権がある場合において、第9条から第16条までの規定に基づく措置又は処分（以下この項において「措置等」という。）の判断に資する事項として、当該債

務者の当該町の債権以外の町の債権に係る滞納の有無（滞納がある場合は、その滞納している額を含む。）及び町長が行った措置等の情報を同一の実施機関（幕別町個人情報保護条例（平成11年条例第32号）第2条第1項第2号に規定する実施機関をいう。）内において利用し、又は他の実施機関に提供することができる。

（督促）

第7条 町長は、町の債権について、履行期限までに履行しない債務者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（延滞金等）

第8条 町長は、町の債権について、前条の規定により督促を受けた者が指定された期限までに納付すべき金額を納付しないときは、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額に法令等で定められた割合を乗じて得た金額を延滞金及び遅延損害金（以下「延滞金等」という。）として徴収する。

2 町長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、延滞金等の全部又は一部を免除することができる。

（滞納処分等）

第9条 町長は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令等の規定によりこれを行わなければならない。

（強制執行等）

第10条 町長は、非強制徴収公債権及び私債権（以下「私債権等」という。）について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第13条又は第14条の措置をとる場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている私債権等（保証人の保証があるものを含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある私債権等（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない私債権等（第1号に該当する私債権等で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第11条 町長は、町の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第14条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第12条 町長は、町の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により町が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、町長は、町の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第13条 町長は、私債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び徴収をしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みがなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、強制執行の費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第14条 町長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該私債権等の金額を適宜分割して履行期限を定めるこ

とを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る私債権等について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - (5) 貸付金に係る私債権等について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 町長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。ただし、この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(以下「損害賠償金等」という。)に係る私債権等は、徴収すべきものとする。

(免除)

第15条 町長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした私債権等について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付

金について免除することを条件としなければならない。

(債権の放棄)

第16条 町長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該私債権等及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 当該債権（時効の援用を要するものに限る。）について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
 - (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該私債権等について、その責任を免れたとき。
 - (3) 債務者が死亡し、相続の限定承認があった場合において、その相続財産の価額が、強制執行をした場合の費用並びに当該私債権等に優先して弁済を受ける私債権等及び町以外の者の権利の金額を超えないと見込まれ、かつ、保証人から当該私債権等の徴収の見込みがないとき。
 - (4) 当該私債権等について、第10条に規定する強制執行等又は第12条に規定する債権の申出等の手続をとった後、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (5) 当該私債権等について、第13条に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (6) 債務者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。
- 2 町長は、前項の規定により債権の放棄をしたときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例の廃止)

2 幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和32年条例第15号）は、廃止する。

（幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例の廃止に伴う経過措置）

3 施行日前に納期限が到来した収入金に係る前項の規定による廃止前の幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例（次項及び附則第5項において「廃止前の条例」という。）の規定による延滞金の徴収については、なお従前の例による。

4 施行日前にした行為に対する廃止前の条例の規定による過料の適用については、なお従前の例による。

5 施行日前に廃止前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正）

6 幕別町特定公共賃貸住宅管理条例（平成6年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第16条中「幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和32年条例第15号）」を「幕別町債権管理条例（令和元年条例第 号）」に改める。

（幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正に伴う経過措置）

7 施行日前に納期限が到来する家賃及び入居者負担金に係る前項の規定による改正前の幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の規定による延滞金の徴収については、なお従前の例による。

（幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部改正）

8 幕別町農業集落排水処理施設管理条例（平成17年条例第106号）の一部を次のように改正する。

第24条中「幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和32年条例第15号）」を「幕別町債権管理条例（令和元年条例第 号）」に改める。

（幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部改正に伴う経過措置）

9 施行日前に納期限が到来する使用料及び占用料に係る前項の規定による改正前の幕別町農業集落排水処理施設管理条例の規定による延滞金の徴収については、なお従前の例による。